

## 1 議員の定数と任期

◆自治体の議会議員の定数は、地方自治法でその自治体の人口規模に応じて、上限の数が決められています。

(市町村)

2,000 人未満	12 人
2,000 人以上 5,000 人未満	14 人
5,000 人以上 10,000 人未満	18 人
10,000 人以上 20,000 人未満	22 人
50,000 人未満の市及び 20,000 人以上の町村	26 人

◆現在の美幌町議会議員の定数は条例により 14 人となっています。

◆議会議員の任期は 4 年です。

## 2 議会の権限

◆議会には、地方自治法により次のような権限が与えられています。

議決権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の制定、改正、廃止を決めます。</li> <li>・ 町の予算を決め、決算を認定します。</li> <li>・ 重要な契約を結ぶことを決めます。</li> <li>・ 財産の取得、処分などを決めます。</li> <li>・ その他法律や条例で決められている事柄を決めます。</li> </ul>
選挙権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の中から、議長、副議長を選びます。</li> </ul>
調査権・検査権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の仕事が正しく行われているか調査、検査します。</li> </ul>
意見書提出権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民の福祉や利益となることについて、政府などの関係機関に意見書を提出します。</li> </ul>
請願の受理権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民の要望を受け、審査し、適当と認めるものは、町長など執行機関へ送付します。</li> </ul>

## 3 議会の構成

議長・副議長	<p>いずれも議員の中から選挙で選ばれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長は町議会を代表し、議場の秩序を保持したり議事の整理などをします。</li> <li>・ 副議長は、議長に事故があるときや議長が欠けたときに議長の職務を行います。</li> </ul>
本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員全員が出席し、議会の最終的な意思を決定します。</li> <li>・ 年 4 回（3 月、6 月、9 月、12 月）に定期的にかかれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。</li> </ul>
委員会	<p>委員会には、常任委員会と議会運営委員会があります。また、必要に応じて特別委員会も設置されます。</p>

#### 4 委員会について

常	<p>常任委員会は、町の仕事を2つに分けて分担し、本会議から送られてきた議案・請願などの審査、所管事項の調査を行います。</p> <p>美幌町議会には、2つの常任委員会が設置されています。</p>	
任	<p>総務文教厚生 常任委員会 (7名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部の所管に関する事項</li> <li>・会計管理者の所管に関する事項</li> <li>・教育委員会、選挙管理委員会、監査委員の所管に関する事項</li> <li>・民生部の所管に関する事項</li> <li>・病院事業の所管に関する事項</li> <li>・その他、他の委員会の所管に属さない事項</li> </ul>
委	<p>経済建設常任 委員会(7名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済部の所管に関する事項</li> <li>・農業委員会の所管に関する事項</li> <li>・建設水道部の所管に関する事項</li> <li>・その他、産業経済及び建設に関する事項</li> </ul>
員	<p>議会運営委員会 (5名)</p> <p>議会の円滑な運営を図るため、5名の委員で組織しています。 (協議事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の運営に関する事項について</li> <li>・議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について</li> <li>・議長の諮問に関する事項について</li> <li>・その他議会運営に関し必要と認める事項について</li> </ul>	
会	<p>特別委員会</p> <p>臨時的なもの、重要な案件を特別に審査、調査研究するために設置します。</p> <p>例年設置される特別委員会として、次のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計等決算審査特別委員会</li> <li>・企業会計決算審査特別委員会</li> </ul> <p>いずれも9月定例会で設置し、一般会計等、企業会計の決算を審査します。</p>	

#### 5 議会の傍聴・情報提供

- ◆本会議はどなたでも傍聴できます。
- ◆平成21年5月の臨時会から、インターネットによるライブ中継が開始されました。また、平成21年9月1日から、インターネットによる録画中継も開始されています。
- ◆本会議の開催日は、地元紙やインターネットでお知らせしています。また、定例会の開会予定日は、議会広報でもお知らせしています。
- ◆本議会の開催結果等は、年4回(3月、6月、9月、12月)発行している議会広報でお知らせしています。